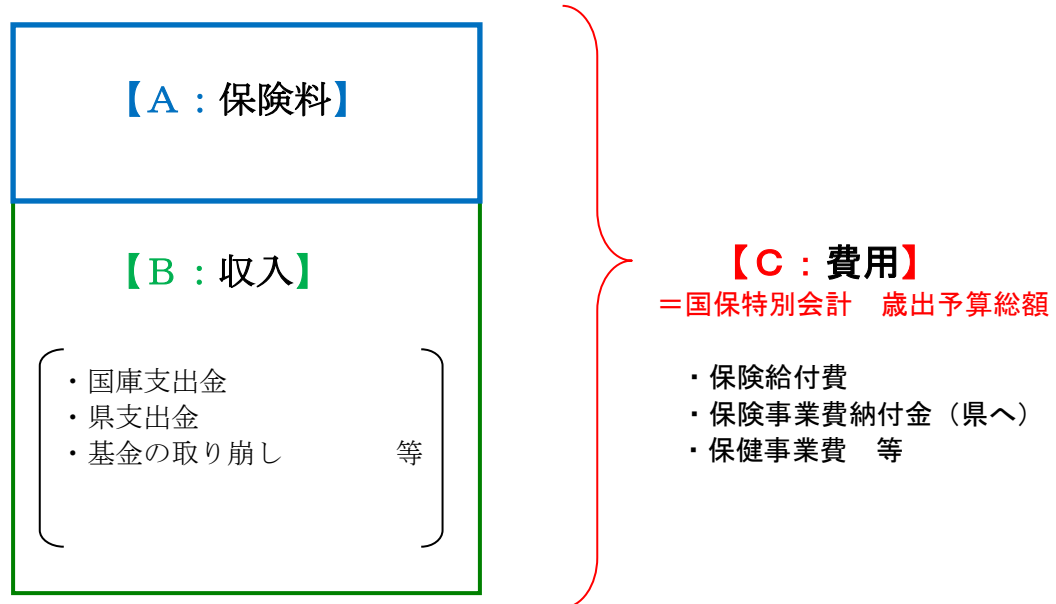


1. 賦課総額イメージ図

* 国民健康保険料の賦課額 **【A : 保険料】** = **【C : 費用】** - **【B : 収入】**



2. 賦課割合イメージ図

		【A : 保険料】	
		応能分	応益分
		所得割 50%	均等割 31%
			平等割 19%
※瀬戸市国民健康保険条例 第11条			
医療分	所得割 50%		均等割 31%
			平等割 19%
支援分	所得割 50%		均等割 31%
			平等割 19%
介護分	所得割 50%		均等割 31%
			平等割 19%

令和 6 年度瀬戸市国民健康保険料の料率等について

料率算定基礎データ

年度	区分	賦課総額 千円	被保険者数 (一般) 人	加入世帯数 (一般) 世帯	総所得金額 (基準総所得) 千円
R 5	医療分	2,012,732	21,534	15,342	14,084,519
	後期支援分	707,163	医療分と同じ		
	介護分	233,118	6,964	6,142	5,623,969
R 6	医療分	1,998,717	20,306	14,671	14,348,921
	後期支援分	672,153	医療分と同じ		
	介護分	216,568	6,797	6,032	6,107,236
R6 /R5	医療分	99.30%	94.30%	95.63%	101.88%
	後期支援分	95.05%	医療分と同じ		
	介護分	92.90%	97.60%	98.21%	108.59%

注 1 : 被保険者数、加入世帯数、総所得金額は賦課期日（4月1日）現在の数値。

前年度料率との対比

年度	区分	賦課割合%			保険料率（本算定）			賦課限度額 万円
		所得割	均等割	平等割	所得割 %	均等割 円	平等割 円	
H 2 8	医療分	50	31	19	6.90	24,900	26,100	54
	後期支援分				2.29	8,302	7,800	19
	介護分				1.62	7,800	5,740	16
H 2 9	医療分	50	31	19	6.20	22,900	23,600	54
	後期支援分				1.97	7,355	7,584	19
	介護分				1.70	8,170	5,940	16
H 3 0	医療分	50	31	19	6.20	22,800	23,100	58
	後期支援分				1.97	7,245	7,362	19
	介護分				1.70	7,940	5,730	16
H 3 1 (R 1)	医療分	50	31	19	6.70	24,400	24,500	61
	後期支援分				2.07	7,505	7,544	19
	介護分				2.08	9,360	6,710	16
R 2	医療分	50	31	19	6.60	24,400	24,200	63
	後期支援分				2.09	7,702	7,640	19
	介護分				1.88	8,950	6,360	17
R 3	医療分	50	31	19	6.60	22,800	22,200	63
	後期支援分				2.30	7,797	7,606	19
	介護分				2.03	8,270	5,870	17
R 4	医療分	50	31	19	6.60	24,600	23,600	65
	後期支援分				2.28	8,375	8,048	20
	介護分				2.30	10,060	7,110	17
R 5	医療分	50	31	19	7.10	26,000	24,700	65
	後期支援分				2.54	9,229	8,760	22
	介護分				2.06	9,190	6,470	17
R 6	医療分	50	31	19	7.90	29,400	27,500	65
	後期支援分				2.69	10,166	9,514	24
	介護分				2.18	9,890	6,930	17
R6 - R5	医療分				0.80	3,400	2,800	0
	後期支援分				0.15	937	754	2
	介護分				0.12	700	460	0

- 所得割 ⇒ 所得割総額を所得により按分して算定しています。また納付する能力に応じた「応能分」といいます。
均等割 ⇒ 被保険者均等割総額を一般被保険者の数に按分して算定しています。
平等割 ⇒ 世帯別平等割総額を一般被保険者が属する世帯の数に按分して算定しています。
「均等割」「平等割」をまとめて、利益を受ける量に応じた「応益分」といいます。

07 令和6年度 決定保険料率等(案)の場合の想定保険料額及び対前年度増加率・額

	世帯構成	所得	備考	市R5保険料	市R6保険料	市増加率	市増加額
A	4人加入:父(35歳)、母(35歳)、子供(4歳)、子供(2歳)	1 世帯所得390万円:父(給与所得300万円)、母(給与所得90万円)		432,100	477,500	110.51%	45,400
		2 世帯所得500万円:父(給与所得500万円)		579,600	639,600	110.35%	60,000
		3 世帯所得1000万円:父(給与所得1000万円)	限度額該当	870,000	890,000	102.30%	20,000
B	4人加入:父(35歳)、母(35歳)、子供(15歳)、子供(10歳)	1 世帯所得390万円:父(給与所得300万円)、母(給与所得90万円)		467,300	517,100	110.66%	49,800
		2 世帯所得500万円:父(給与所得500万円)		614,800	679,200	110.47%	64,400
		3 世帯所得1000万円:父(給与所得1000万円)	限度額該当	870,000	890,000	102.30%	20,000
C	4人加入:父(45歳)、母(45歳)、子供(15歳)、子供(10歳)	1 世帯所得390万円:父(給与所得300万円)、母(給与所得90万円)		554,700	610,000	109.97%	55,300
		2 世帯所得500万円:父(給与所得500万円)		733,700	805,500	109.79%	71,800
		3 世帯所得1000万円:父(給与所得1000万円)	限度額該当	1,040,000	1,060,000	101.92%	20,000
D	2人加入:夫(70歳)、妻(70歳)	1 世帯所得400万円:夫(年金所得200万円)、妻(年金所得200万円)		406,500	448,600	110.36%	42,100
		2 世帯所得170万円:夫(年金所得120万円)、妻(年金所得50万円)	2割軽減該当	164,100	181,800	110.79%	17,700
		3 世帯所得70万円:夫(年金所得70万円)	5割軽減該当	77,900	86,500	111.04%	8,600
		4 世帯所得30万円:夫(年金所得30万円)	7割軽減該当	31,100	34,700	111.58%	3,600
E	1人加入:本人(35歳)	1 世帯所得80万円	2割軽減該当	90,500	100,300	110.83%	9,800
		2 世帯所得60万円	5割軽減該当	50,700	56,200	110.85%	5,500
		3 世帯所得0万円	7割軽減該当	20,500	22,900	111.71%	2,400
		4 世帯所得130万円(1300400円)		152,400	168,600	110.63%	16,200
		5 世帯所得165万円(1650400円)		186,200	205,800	110.53%	19,600
		6 世帯所得800万円		798,300	873,300	109.39%	75,000
F	1人加入:本人(45歳)	1 世帯所得80万円	2割軽減該当	110,600	121,800	110.13%	11,200
		2 世帯所得60万円	5割軽減該当	62,000	68,300	110.16%	6,300
		3 世帯所得0万円	7割軽減該当	25,100	27,900	111.16%	2,800
		4 世帯所得200万円(2020000円)		270,200	296,300	109.66%	26,100
		5 世帯所得500万円(5020000円)		621,200	679,400	109.37%	58,200
		6 世帯所得800万円		968,300	1,043,300	107.75%	75,000

109.37%